

行政手続コストの削減、入札・契約手続 の簡素化について

令和3年3月
総務省
情報流通行政局

競争参加資格申請手続に係る所要時間について、平成30年6月に実施したアンケート結果※1を踏まえ、添付書類の削減に伴う行政手続コストの削減を算出

※1 対象：政府電子調達システムに登録されている競争参加有資格者(7,868社)にアンケートを実施し、回答が得られた718社を集計

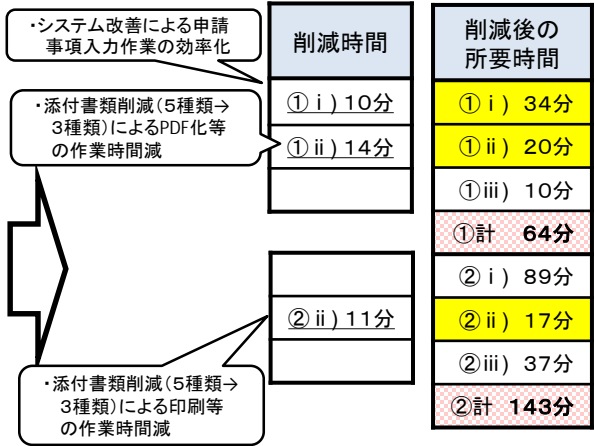
1. 申請書の様式取得・作成・提出に係る平均所要時間

【申請書の様式取得・作成・提出に係る平均所要時間※2】

【平成30年度】
 ・営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書への一本化
 ・全角半角自動入力変換、エラー表示等のシステム改善

【令和元年度以降】
 ・登記事項証明書(写し)、納税証明書(写し)の提出不要化

申請手続	作業内容	平均所要時間
① インターネット申請	i) 申請様式への入力	44分
	ii) 添付書類の電子化・添付準備	34分
	iii) 申請(システム受領の内容確認を含む)	10分
	① 計	88分
② 紙(郵送又は持参)申請	i) 窓口等での様式取得・申請書作成	89分
	ii) 添付書類のコピー・添付準備	28分
	iii) 申請(ポスト投函又は窓口持参)	37分
	② 計	154分



削減時間	削減後の所要時間
	① i) 34分
① ii) 14分	① ii) 6分
	① iii) 10分
	① 計 50分
	② i) 89分
② ii) 11分	② ii) 6分
	② iii) 37分
	② 計 132分

※2 社内説明用資料の作成や決裁(稟議)など社内手続に要した時間は含まない。

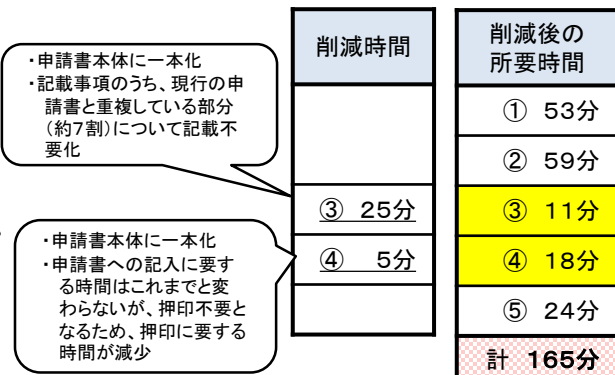
2. 添付書類の取得・作成に係る平均所要時間

【添付書類の取得・作成に係る平均所要時間※3】

【平成30年度】
 ・営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書への一本化

【令和元年度以降】
 ・登記事項証明書(写し)、納税証明書(写し)の提出不要化

添付書類	平均所要時間
令和3年度 ① 登記事項証明書(写し)	53分
令和5年度 ② 納税証明書(写し)	59分
調査中 ③ 営業経歴書	36分
調査中 ④ 誓約書及び役員等名簿	23分
調査中 ⑤ 財務諸表等	24分
計	195分



削減時間	削減後の所要時間
① 53分	① 0分
② 59分	② 0分
	③ 11分
	④ 18分
	⑤ 24分
	計 53分

※3 インターネット申請及び紙申請の全体平均。書類取得のための役所までの往復時間、役所での手続時間、書類本体の作成時間の合計(社内説明用資料の作成や決裁(稟議)など社内手続に要した時間は含まない)。

1. 行政手続コスト及び削減率（当初試算）

【現状】

手続件数※1	作業時間 (全利用者の総所要時間)	1件当たりの 作業時間
77,008件	395,650時間 (上記の金額換算※2) 10.1億円	5.14時間

○ 全利用者の総所要時間【現状】

13,446(千分)+10,293(千分)=23,739(千分) (a+b)
⇒ 395.650(時間)

(a) インターネット申請全利用者の総所要時間
(88(分)+195(分))×77,008(件)×61.7%=13,446(千分)

(b) 紙申請全利用者の総所要時間
(154(分)+195(分))×77,008(件)×38.3%=10,293(千分)

※1 競争参加資格(物品・役務)は3年毎に更新を行っており、2013～2015年度(3年間)の申請手続件数。
また、本件申請手続の内訳については、「インターネット申請：61.7%」、「郵送又は持参申請：38.3%」

※2 「行政手続コストの削減に向けて(見直し結果と今後の方針)」(平成30年4月24日 行政手続部会)における事務局算出単価(2,543円/時間)を使用(以下同様)

【営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書への一本化（2019年度～ インターネット申請の割合が80%と仮定）】

手続件数	作業時間 (全利用者の総所要時間)	1件当たりの 作業時間	現状からの削減時間	1件当たりの 削減時間	現状からの 削減率
77,008件 (現状同様と仮定)	314,200時間 (上記の金額換算) 8.0億円	4.08時間	81,450時間 (上記の金額換算) 2.1億円	1.06時間	20.6%

○ 全利用者の総所要時間

14,108(千分)+4,744(千分)=18,852(千分) (c+d)

⇒ 314.200

(時間)

(c) インターネット申請全利用者の総所要時間

(64(分)+165(分))×77,008(件)
×80%=14,108(千分)

(d) 紙申請全利用者の総所要時間
(143(分)+165(分))×77,008(件)
×20%=4,744(千分)

2. 添付書類の削減等による行政手続コスト及び削減結果(平成28年度～平成30年度)

①【添付書類撤廃等の取組を行わなかった場合】

○ 全利用者の総所要時間[現状]

$$12,922(\text{千分}) + 9,561(\text{千分}) = 22,483(\text{千分}) \quad (a+b)$$

$$\Rightarrow 374,717(\text{時間})$$

(a) インターネット申請全利用者の総所要時間
 $(88(\text{分}) + 195(\text{分})) \times 73,055(\text{件}) \times 62.5\% = 12,922(\text{千分})$

(b) 紙申請全利用者の総所要時間
 $(154(\text{分}) + 195(\text{分})) \times 73,055(\text{件}) \times 37.5\% = 9,561(\text{千分})$

手続件数※1	作業時間 (全利用者の総所要時間)	1件当たりの 作業時間
73,055件	374,717時間	5.13時間
	(上記の金額換算※2) 9.5億円	

※1 競争参加資格(物品・役務)は3年毎に更新を行っており、平成28-30年度(3年間)の申請手続件数。
 また、本件申請手続の内訳については、インターネット申請: 62.5%、郵送又は持参申請: 37.5%

※2 「行政手続コストの削減に向けて(見直し結果と今後の方針)」(平成30年4月24日 行政手続部会)における事務局算出単価(2,543円/時間)を使用(以下同様)

②【平成28年度から平成30年度】

【営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書への一本化による削減効果】

○ 全利用者の総所要時間

$$13,384(\text{千分}) + 4,500(\text{千分})$$

$$= 17,884(\text{千分}) \quad (c+d)$$

$$\Rightarrow 298,067(\text{時間})$$

(c) インターネット申請全利用者の
 総所要時間
 $(64(\text{分}) + 165(\text{分})) \times 73,055(\text{件}) \times 80.2\%$
 $= 13,384(\text{千分})$

(d) 紙申請全利用者の総所要時間
 $(143(\text{分}) + 165(\text{分})) \times 73,055(\text{件}) \times 19.8\%$
 $= 4,500(\text{千分})$

手続件数	作業時間 (全利用者の総所要時間)	1件当たりの 作業時間	①からの削減時間	1件当たりの 削減時間	①からの 削減率
73,055件	298,067時間	4.08時間	76,650時間	1.05時間	20.5%
	(上記の金額換算) 7.6億円		(上記の金額換算) 1.9億円		

※ インターネット申請の割合: 80.2%
 (令和元年度値)

3. 添付書類の削減等による行政手続コスト及び削減結果(令和元年4月～令和2年12月)

①【添付書類撤廃等の取組を行わなかった場合】

○ 全利用者の総所要時間 [添付書類削減前の現状]

$$5,472(\text{千分}) + 4,049(\text{千分}) = 9,521(\text{千分}) \quad (a+b)$$

$$\Rightarrow 158,683(\text{時間})$$

(a) インターネット申請全利用者の総所要時間
 $(88(\text{分}) + 195(\text{分})) \times 30,938(\text{件}) \times 62.5\% = 5,472(\text{千分})$

(b) 紙申請全利用者の総所要時間
 $(154(\text{分}) + 195(\text{分})) \times 30,938(\text{件}) \times 37.5\% = 4,049(\text{千分})$

手続件数※1	作業時間 (全利用者の総所要時間)	1件当たりの 作業時間
30,938件	158,683時間	5.13時間
	(上記の金額換算※2) 4.億円	

※1 競争参加資格(物品・役務)はおける令和元年度の申請手続件数。
 また、本件申請手続の内訳については、インターネット申請: 78.7%、郵送又は持参申請: 22.35%

※2 「行政手続コストの削減に向けて(見直し結果と今後の方針)」(平成30年4月24日 行政手続部会)における事務局算出単価(2,543円/時間)を使用(以下同様)

②【営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書への一本化による削減効果結果】

○ 全利用者の総所要時間

$$5,682(\text{千分}) + 1,887(\text{千分})$$

$$= 7,569(\text{千分}) \quad (c+d)$$

$$\Rightarrow 126,150(\text{時間})$$

(c) インターネット申請全利用者の
 総所要時間
 $(64(\text{分}) + 165(\text{分})) \times 30,938(\text{件}) \times 80.2\%$
 $= 5,682(\text{千分})$

(d) 紙申請全利用者の総所要時間
 $(143(\text{分}) + 165(\text{分})) \times 30,938(\text{件}) \times 19.8\%$
 $= 1,887(\text{千分})$

手続件数	作業時間 (全利用者の総所要時間)	1件当たりの 作業時間	①からの削減時間	1件当たり の 削減時間	①からの 削減率
30,938件	126,150時間	4.08時間	32,533時間	1.05時間	20.5%
	(上記の金額換算) 3.2億円		(上記の金額換算) 0.83 億円		

※ インターネット申請の割合: 80.2%
 (令和元年度末値)

令和3年2月末現在の状況

1. 添付書類の撤廃

- 調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類(営業経歴書、誓約書・役員等名簿、登記事項証明書(写し)、納税証明書(写し)、財務諸表)のうち、
 - ① 営業経歴書及び誓約書・役員等名簿については、平成30年11月から申請書本体への一本化を実施。
 - ② 登記事項証明書(写し)については、法人番号等を活用した行政機関間(法務省)とバックオフィス連携による提出省略を行うこととして、現在、システム改修に着手しており、令和3年12月には添付を省略。
 - ③ 納税証明書の写しについては、国税庁が納付情報の添付の自動化を実現するための仕組みを提供することで、調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時には不要とすることで合意済み。令和5年12月末までにはシステム改修を行い、添付省略を実現。
 - ④ 財務諸表については、納税証明書同様、国税庁等の他省庁で保有している財務諸表情報と連携について検討を開始。令和3年度に調査を行う。

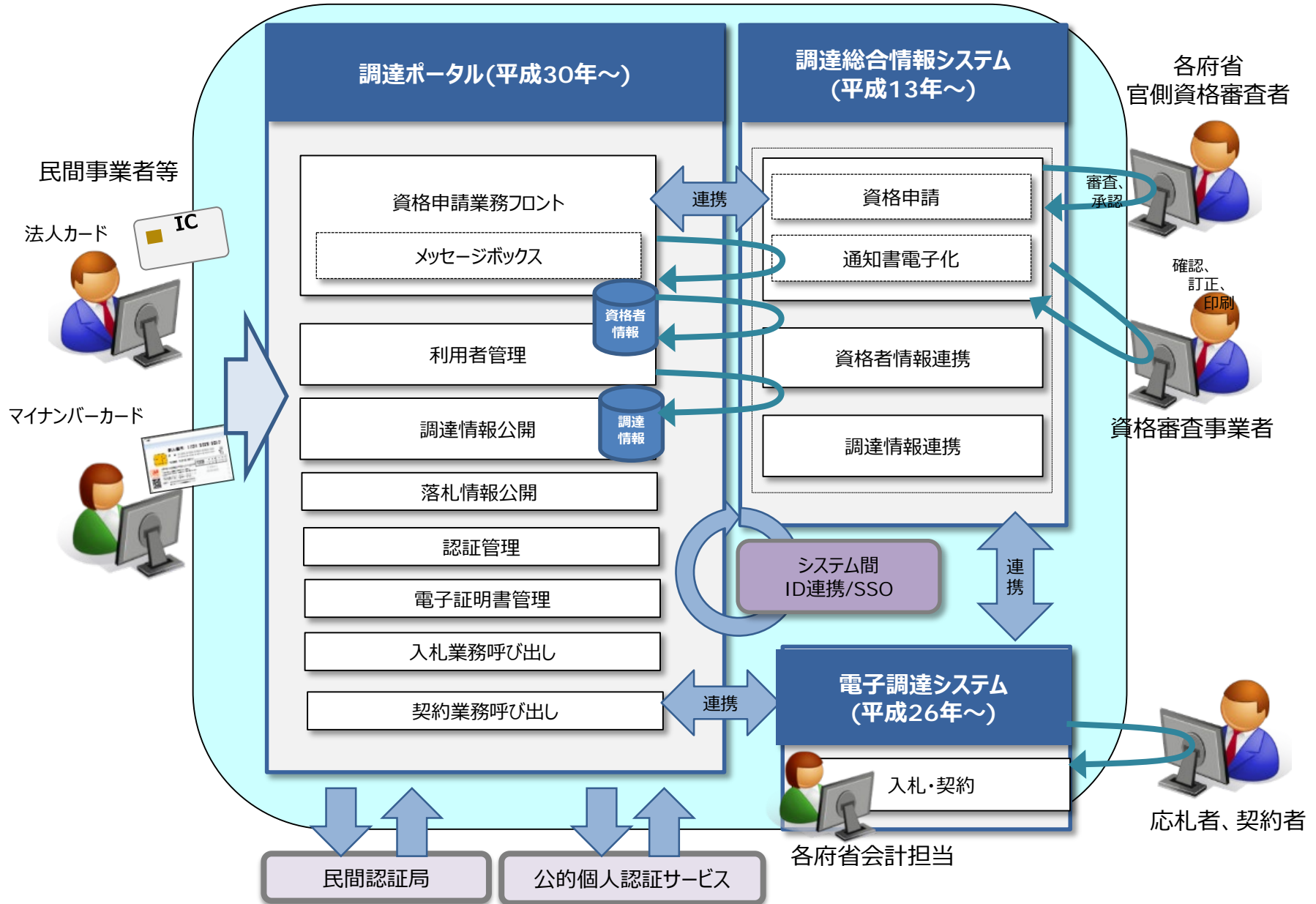
2. システムの利便性の向上

- 調達総合情報システムのシステム改善(半角・全角カナの自動入力変換や入力エラー箇所的確な表示等)については、令和元年1月に実施。
- 政府電子調達システムにおける添付ファイル上限サイズの拡大及び提出済書類のオンラインによる差し替えについては、令和元年1月6日から、次期システムへの更改に併せ、添付ファイル上限サイズの拡大(3MBから10MB)及びオンラインによる提出済書類の差し替えを可能とした。第8回デジタル・ガバメントワーキンググループ(令和2年3月)において、更なる拡大を求められたことから、民間事業者ヒアリング(令和2年度末とりまとめ)の結果を受け遅くとも令和5年度末までには、さらなる拡大を行う。

3. 最新の利用率と普及啓発の取組

- 政府電子調達システムの電子応札率は令和3年1月末において61.3%。電子契約率においては5.3%(令和元年度は1.5%)
- 当システムを利用する各府省庁等に対し、内閣官房主催の「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議専門部会及びシステム設計WG」(毎年5回程度開催)において、各府省庁等に利用促進を働きかけている。特に、電子契約については、ほとんどの府省庁等が利用していないことから、毎回、目標を立てて各府省庁等に対して電子契約を推進。また、従来、東京のみで開催していたセミナーを令和2年度からは東京、大阪、博多、札幌でも開催。
- 民間事業者に対しては、令和2年10月から12月にかけて民間事業者へのヒアリングを実施し、令和2年1月にとりまとめ、カテゴリー別に課題をわけ、令和3年からの利便性の向上に向けシステム改修等を実施。

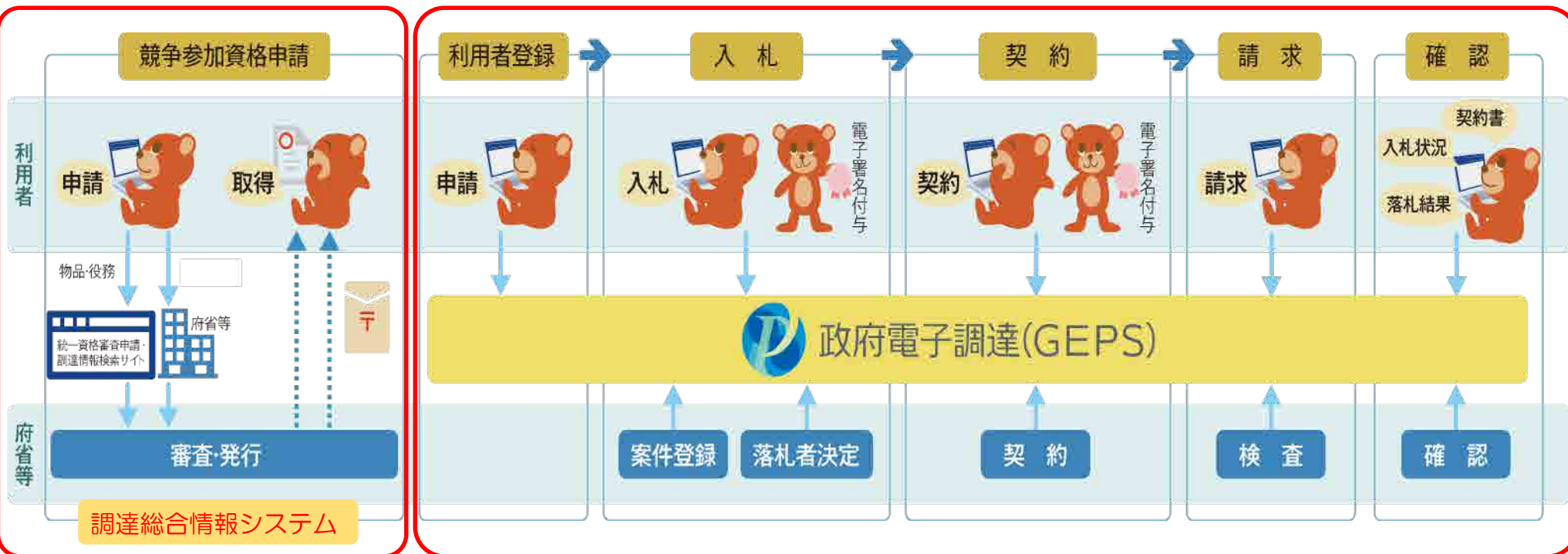
政府電子調達サービスシステム



「電子調達システム」※1とは、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化の一環として、政府が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行える府省共通※2の情報システムであり、平成26年3月から運用を開始。

※1 電子調達システム: Government Electronic Procurement System ※2 利用機関: 国の行政機関等の23機関(内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、最高裁判所)

【電子調達システムの流れ】



競争参加資格申請事務

入札・契約事務